

千葉市公告第36号

千葉市下水道指定排水設備工事業者の業務を次のとおり停止したので、千葉市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規則（昭和54年千葉市規則第5号）第19条第2号の規定により公告します。

令和2年1月22日

千葉市長 熊谷俊人

1 業務停止排水設備工事業者

名 称	所 在 地	代 表 者
有限会社 アクアシステム	千葉市稲毛区長沼原町793番4号	今井 達也

2 業務停止排水設備工事責任技術者

名 称	所 在 地	責 任 技 術 者
有限会社 アクアシステム	千葉市稲毛区長沼原町793番4号	今井 達也

3 業務停止日

令和2年1月22日

4 業務停止 30日間

5 停止理由

千葉市下水道条例第5条の規定による工事の確認を受けずに施工したため。